

令和5年1月13日

令和4年度第10回青森市農業委員会 月例総会議事録

青 森 市 農 業 委 員 会

1. 開会年月日 令和5年1月13日（金曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 浪岡中央公民館 1階 大ホール
3. 閉会年月日 令和5年1月13日（金曜日） 午後1時27分

4. 議案

- 議案第48号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第49号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第50号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第51号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 議案第52号 農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見について
 議案第53号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について
 議案第54号 農地の賃借料情報について
 報告第32号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	3番 一戸 昭憲	4番 大柳 建秀
5番 鎌田 清勝	8番 齊藤 光朗	9番 澤田 今日一
10番 堤 武久	13番 中村 美喜雄	15番 西澤 清光
16番 野口 友子	18番 安田 昌樹	19番 山田 正樹

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

2番 安部 浩一	6番 工藤 隆志	7番 窪寺 洋志
11番 豊川 明子	12番 長野 英雄	14番 成田 貴吉
17番 福士 修身		

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千島 修	2番 澤田 秀一	5番 木立 忠徳
6番 風晴 繁雄	7番 山内 洋一	8番 山田 五月
9番 川村 忠則	10番 佐藤 量一	11番 小泉 作郎
13番 石川 正光	14番 奈良岡 和也	15番 野呂 正幸
17番 三上 紘史	19番 細川 隆雄	

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

4番 工藤 隆正	12番 齊藤 直美	16番 天内 輝明
18番 出町 鉄昭		

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	小 笠 原 訓 史	事務局 次 長	工 藤 哲 也
事務局 分 室 長	佐 藤 保	主 幹	堀 内 和 之
主 幹	工 藤 武	主 事	天 内 隆 人
専 任 員	木 村 浩 一		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

青森市農業委員会農業委員 19 名中 12 名が出席しております。過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員は 14 名が出席しております。以上です。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、ただ今から、令和 4 年度第 10 回青森市農業委員会月例総会を開会します。

あらかじめ皆様にお願ひしますが、コロナ対策のため、発言の際は、起立はせずに、挙手のう え、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくお願ひいたします。また、議事録作成のため、録音しておりますので、発言の際はマイクを受け取ってから発言くださるようお願ひいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。18 番安田昌樹委員、1 番秋谷進委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、両委員にお願ひします。

引き続き会期を定めます。会期は、本日 1 日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第48号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権の移転が5件、賃借権設定が17件、使用貸借が1件です。

個別の内容につきましては、議案書の2ページから10ページに記載のとおりですが、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。申請事由は、譲渡人または貸人については、労力不足や子への贈与及び子との使用貸借であり、譲受人または借人については、経営規模の拡大等や親から贈与を受けるため、及び親との使用貸借のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している調査書のとおりであります。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、審議を行うにあたり、2ページの所有権移転 申請番号94番、澤田今日一委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（澤田今日一委員 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
異議なしと認め、許可することに決定します。
澤田今日一委員を入場させてください。

(澤田今日一委員 入場)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
続いて、2 ページの所有権移転 申請番号 96 番、三上紘史推進委員が議事参与の制限を受けま
すので、同委員の退席を求めます。

(三上紘史推進委員 退場)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
これより当該申請について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員
(意見なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
異議なしと認め、許可することに決定します。
三上紘史推進委員を入場させてください。

(三上紘史推進委員 入場)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
これより議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

本案についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第49号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

○事務局

本案は、浪岡地区での農地転用を目的とする農地法第5条の所有権移転に関する許可申請が1件となっております。

申請の場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、議案第49号、関係資料と記載している資料をご覧ください。

申請番号13番、申請地は1筆、譲受人、譲渡人、及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページが法務局の地図、5ページが土地利用計画図で、文字が見えづらい所がありますが、配置としては、前面道路に近い塗りつぶし部分が車庫であり、その奥が住宅ということになっております。続く6ページ目が土地の登記簿となります。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず1点目、立地基準について、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途区域であるため、今回は農地転用が原則許可となる、第3種農地と判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目及び建物の規模等につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えております。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
これより本案について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員
（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員
（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
次に、議案第 50 号、51 号及び 52 号は関連がありますので、一括審議の議題とします。
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局
本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 12 ページから 15 ページに記載の 10 件、利用権設定が 16 ページから 19 ページに記載の 7 件で合計 17 件であります。

これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、16 ページの議案第 51 号については、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、利用集積計画案決定後の、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められています。

また、17 ページからの議案第 52 号につきましては、農地中間管理機構が以前から利用権設定を受けていた農地の、転貸予定内容に対する意見を求められています。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
それでは、審議を行うにあたり、13 ページの所有権移転 申請番号 46 番、三上紘史推進委員が

議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(三上紘史推進委員 退場)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、そのように決定します。

三上紘史推進委員を入場させてください。

(三上紘史推進委員 入場)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

続いて、利用権設定について、16 ページの議案第 51 号 申請番号 54 番及び、17 ページの議案第 52 号 申請番号 25 番、19 ページの申請番号 28 番の審議を行うにあたり、山田正樹委員、並びに山田五月推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(山田正樹委員、山田五月推進委員 退場)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）
当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員
（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
異議なしと認め、そのように決定します。
山田正樹委員、山田五月推進委員を入場させてください。

（山田正樹委員、山田五月推進委員 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員
（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員
（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
ご異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
次に、議案第53号を議題とします。
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

不動産取得税は、土地や家屋を有償・無償の別にかかわらず、売買、贈与などにより取得したときに、その取得者に一度だけ課税される県の税金ですが、徴収猶予は、農地等を生前一括贈与で取得した場合、徴収猶予の申請を行うことで、税の納付が猶予される制度です。

この不動産取得税の徴収猶予を受けている方が引き続き猶予の適用を受ける場合、3年毎に所轄の県民局県税部に対し、徴収猶予継続の届出書及び農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている等の証明書」を提出する必要があります。

このことから、農業委員会が、税の徴収猶予を受けている受贈者からの証明願に基づき、証明書を交付するため、事務局において農地台帳や農業所得の税務申告の有無について確認を行った結果、当該農地に関して農業経営を行っているものと判断いたしました。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、徴収猶予を受けている農地の受贈者が、当該農地において農業経営を行っているものと承認し、証明書を交付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第54号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

それでは、議案書 22 ページ及び別にお配りしている A4 両面印刷の「議案第 54 号関係資料 農地の賃借料情報について」をご覧ください。

本案は、農地法第 52 条に基づく借賃等の情報提供等を行うにあたり、令和 4 年の 1 月から 12 月まで 1 年分の農地の賃借料情報を集計したものととなります。

借賃等の集計方針は、先月の月例総会で確認したとおりですが、一度、別紙の「議案第 54 号関係資料」をご覧くださいと思います。

こちらは片面が青森地区、もう片面が浪岡地区と分かれており、今回提供する賃借料情報は、表の一番右端の、R5 年 3 月公表予定と記載している網掛け部分になります。

賃借料が物納の場合の 60 kg あたり玄米価格は 12,000 円、白米価格は青森地区が 14,000 円、浪岡地区が 13,900 円で、100 円の差は、両地区の 60 kg あたり精米料の差ということで集計しております。

それでは議案書 22 ページに戻っていただきまして、こちらが令和 4 年の 10a 当たりの賃借料水準として公表予定のものとなります。

まず、「1 田（水稻）の部」は記載のとおり、青森地区、浪岡地区それぞれ、ほ場整備地域及び未整備地域で区分し、集計した結果を平均額、最高額、最低額で示しております。

続いて、「2 畑（普通畑）の部」は、樹園地等を除く畑について集計した結果、ご覧のとおりとなりました。

次に「3 畑（樹園地・リンゴ）の部」については、青森地区はこれまで公表できる実績がありませんでしたが、令和 4 年は実績があったことから集計した結果、平均額が 6,800 円であり、浪岡地区は 8,900 円でありました。

以上が令和 4 年の実績から算出した賃借料情報として、情報提供する内容となりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、議案のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
次に、報告第 32 号を議題とします。
事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局
本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転等を目的とした転用届出が 10 件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
次に、報告第 33 号を議題とします。
事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局
本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が 15 件となっております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
続いてその他に移りますが、皆様から何かございますか。

○各委員

(なし)

○事務局

(研究集会、大会の案内)

(令和4年度第2回定例総会について2月8日(水)午後3時から、場所はアップルパレス青森にて開催予定の連絡)

(活動記録簿の提出について)

(次回の月例総会は2月10日(金)午後1時から、場所は柳川庁舎2階大会議室で開催予定の連絡)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これを持ちまして、令和4年度第10回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。